

議員提出議案第4号

葛飾区国民健康保険料の負担を軽減する福祉条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月16日

提出者 8番 木村 秀子 28番 おりかさ 明実
29番 中江 秀夫 31番 中村 しんご
32番 三小田 准一

葛飾区議会議長 筒井 たかひさ 殿

(提案理由)

区民の福祉の向上を図るため、国民健康保険料の軽減のための助成金を支給する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険料の負担を軽減する福祉条例

(目的)

第1条 この条例は、国民健康保険料（以下「保険料」という。）を負担する者に対しその負担を軽減するための助成金を支給することにより、区民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の対象者は、葛飾区国民健康保険に加入する被保険者の属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が現に保険料を滞納しているときは、保険料の納付に関する相談を受けなければならない。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、年額1万円とする。

(支給の申請及び決定)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより葛飾区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その受給資格の有無を審査の上、支

給の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。